

別表

開示請求	諮問番号	請求内容	非開示の理由	審査請求人の主張	実施機関の主張
項番					
1	1116	知事等の高額な出張費・宿泊費問題や豊洲市場移転問題等で都政の信用失墜を招いた都の管理職を選定したことに関する東京都人事委員会事務局の人事担当部署としての責任の所在の検討・処分行為等に関連する全ての情報・文書（規定等を含む）	請求に係る公文書については、作成及び取得しておらず、存在しない。	<p>非開示決定の処分を取り消し、開示請求をした公文書全てを開示せよ。</p> <p>都人事委員会は都の業務を実際に執行する管理職の選考に大きな権限を持っている。「請求に係る公文書は作成及び取得しておらず存在しない」としているが、世間一般常識からみると、その責任の大きさを鑑みれば、公文書を作成していないことは考えられず、当然作成されてしかるべきである。もし作成していないのであれば、今からでも早急に作成し、開示すべきである。</p>	<p>人事委員会は、地方公務員法7条1項に基づき条例により設置された機関であり、中立的かつ専門的な人事機関であって、その権限は同法8条1項に規定されている。また、実施機関の権限に属する事項を処理するため、東京都人事委員会事務局の組織その他必要な事項を定めることを目的として東京都人事委員会処務規則が定められており、同規則6条に事務局各部各課の分掌事務が規定されている。</p> <p>審査請求人が主張する、管理職を選定したことに関する人事担当部署としての責任の所在の検討・処分行為等を行うことは、人事委員会の所掌として、上記に述べた規則等がないことから、請求に係る公文書については、作成及び取得していないため、存在しない。</p> <p>なお、条例2条2項において、公文書は当該実施機関が保有しているものと定義されており、審査請求人の主張するような未来に向けて作成する公文書は対象とならない。</p>
2	1117	知事等の高額な出張費・宿泊費問題や豊洲市場移転問題等で都政の信用失墜を招いた都の管理職を選定した東京都総務局人事部の人事責任に関する人事委員会事務局の見解等を記載した全ての情報・文書（規定等があればそれも含む）	請求に係る公文書については、作成及び取得しておらず、存在しない。	<p>非開示決定の処分を取り消し、開示請求をした公文書全てを開示せよ。</p> <p>都人事委員会は都の業務を実際に執行する管理職の選考に大きな権限を持っている。「請求に係る公文書は作成及び取得しておらず存在しない」としているが、世間一般常識からみると、その責任の大きさ及び都総務局人事部との繋がりを鑑みれば、公文書を作成していないことは考えられず、当然作成されてしかるべきである。もし作成していないのであれば、今からでも早急に作成し、開示すべきである。</p>	<p>人事委員会は、地方公務員法7条1項に基づき条例により設置された機関であり、中立的かつ専門的な人事機関であって、その権限は同法8条1項に規定されている。また、実施機関の権限に属する事項を処理するため、東京都人事委員会事務局の組織その他必要な事項を定めることを目的として東京都人事委員会処務規則が定められており、同規則6条に事務局各部各課の分掌事務が規定されている。</p> <p>審査請求人が主張する、管理職を選定した任命権者の人事責任に関する見解を述べることは、人事委員会の所掌として、上記に述べた規則等がないことから、請求に係る公文書については、作成及び取得していないため、存在しない。</p> <p>なお、条例2条2項において、公文書は当該実施機関が保有しているものと定義されており、審査請求人の主張するような未来に向けて作成する公文書は対象とならない。</p>